

令和6年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="231 604 1222 695">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="546 1444 908 1514">令和6年8月</p> <p data-bbox="546 1625 908 1694">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1486 604 2478 695">地質調査業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1801 1444 2163 1514">令和5年8月</p> <p data-bbox="1801 1625 2163 1694">富山県土木部</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>27 書面とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p><b>第118条 成果品の提出</b></p> <p>1 受注者は、調査業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了届とともに提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則としてJIS規格、地盤工学会編「地盤調査法」(以下「地盤調査法」という。)及び「土質試験の方法と解説」(以下「土質試験法」という。)に従って行うものとする。</p> <p>4 受注者は、設計業務等照査要領に基づき、設計図書に示す成果品の照査を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)によるものとする。</p> <p>6 受注者は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した成果品を提出するものとする。また、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。</p> <p><u>7 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたいうえで、発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。</u></p> <p><b>第133条 個人情報取扱特記事項</b></p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<del>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</del>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第102条 用語の定義</b></p> <p>27 書面とは、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p><b>第118条 成果品の提出</b></p> <p>1 受注者は、調査業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了届とともに提出し、検査を受けなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。</p> <p>3 受注者は、試験結果の記録及び整理については、原則としてJIS規格、地盤工学会編「地盤調査法」(以下「地盤調査法」という。)及び「土質試験の方法と解説」(以下「土質試験法」という。)に従って行うものとする。</p> <p>4 受注者は、設計業務等照査要領に基づき、設計図書に示す成果品の照査を行うものとする。</p> <p>5 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系(SI)によるものとする。</p> <p>6 受注者は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいて作成した成果品を提出するものとする。また、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者間で協議の上、決定する。</p> <p><b>第133条 個人情報取扱特記事項</b></p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、<del>この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、</del>第112条で示す業務計画書に、<del>この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するな</del>どの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。</p> <p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（<del>受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）</del>）である場合も含む。）にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、<del>個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする</del>本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p>	<p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第112条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、<del>個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</del></p>	
<p><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第1節 孔内載荷試験</b></p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具はJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」<del>、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</del>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果品</b></p> <p>(4) 試験の結果を地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」<del>、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</del>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して整理したもの。</p>	<p><b>第5章 原位置試験</b></p> <p><b>第1節 孔内載荷試験</b></p> <p><b>第502条 試験等</b></p> <p>1 試験方法及び器具はJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」<del>、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</del>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。</p> <p><b>第503条 成果品</b></p> <p>(4) 試験の結果を地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS 1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」<del>、JGS 3531「地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験」</del>及びJGS 3532「ボアホールジャッキ試験」に準拠して整理したもの。</p>	

地質調査業務共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p><b>第2節 地盤の平板載荷試験</b></p> <p><b>第505条 試験等</b></p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p><b>第506条 成果品</b></p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) に準拠して整理したもの。</p> <p><b>第5節 現場透水試験</b></p> <p><b>第515条 成果品</b></p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、<del>報告書用紙のJGS16141314</del>に準拠して整理したもの。</p> <p><b>第8章 物理探査</b></p> <p><b>第2節 電気探査 (比抵抗二次元探査)</b></p> <p><b>第804条 業務内容</b></p> <p>7 報告書作成</p> <p>第802条第<u>7</u>項に準じるものとする。</p>	<p><b>第2節 地盤の平板載荷試験</b></p> <p><b>第505条 試験等</b></p> <p>(1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) によるものとする。</p> <p><b>第506条 成果品</b></p> <p>(2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521 (<u>地盤の</u>平板載荷試験方法) に準拠して整理したもの。</p> <p><b>第5節 現場透水試験</b></p> <p><b>第515条 成果品</b></p> <p>(2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、<del>報告書用紙のJGS1614</del>に準拠して整理したもの。</p> <p><b>第8章 物理探査</b></p> <p><b>第2節 電気探査 (比抵抗二次元探査)</b></p> <p><b>第804条 業務内容</b></p> <p>7 報告書作成</p> <p>第802条第<u>7</u>項に準じるものとする。</p>	